議　　長　休憩を解いて再開します。　（14時40分）

お諮りします。休憩中に産業厚生常任委員会委員長より、産業厚生常任委員会報告書の提出がありました。この報告書を日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、産業厚生常任委員会報告書を追加日程第１として議事日程に追加をお願いいたします。事務局は配付してください。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり ）

配付漏れなしと認めます。

追加日程第１「議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会委員長からの審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長　それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和８年７月28日、松田町議会議長　南雲まさ子殿。

産業厚生常任委員会委員長　中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和８年７月28日に委員６名中全員出席のもと、役場４階大会議室において委員会を開催し、令和８年第３回議会臨時会において付託された「議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告いたします。

記。

１、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

２、審査の内容。参事兼観光経済課長及び担当職員出席のもと、運営事業計画などについて慎重に審査をしました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について申入れをします。

（１）農泊事業については、着実に準備を進め、農泊施設としての活用を推進されたい。

（２）事業収支については、年度ごとの収支状況を注視し、継続的な運営に努められたい。

以上です。

議　　長　産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。